



京 都 労 働 局
平成 31 年 3 月 29 日
午前 8 時 30 分 解 禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担 当	京都労働局 雇用環境改善・均等推進監理官 野田昌代 雇用環境・均等室 室長補佐 山中広嗣 電話 075-241-3212
--------	---

～4 月からスタートします～

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

京都労働局（局長 高井吉昭）では、4 月から 7 月まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。

そこで、アルバイトを始める前に学生等が必要な知識を身につけることができるよう、新入学生がアルバイトを始める 4 月から夏休み前の 7 月までの間、集中的に周知・啓発を行います（資料 1）。

また、トラブルにあった際に気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を強化します。

【キャンペーンの概要】

- 1 実施期間 平成 31 年 4 月 1 日から 7 月 31 日
- 2 京都労働局が行う主な取組内容
 - (1) 労働法セミナー、出張労働相談等
大学等に出張し、学生を対象としたセミナーを実施
同時に、出張相談を実施し、労働に関するトラブルについての相談に対応
内容に応じて労働基準監督署等と連携
 - (2) 「若者相談コーナー」の設置（資料 2）
総合労働相談コーナー（府内 9 か所）に「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応
 - (3) 周知・啓発の実施
・ 事業主団体、労働団体への協力依頼
・ リーフレットの配布、ポスターの掲示
・ 京都ブラックバイト対策協議会（構成員 京都労働局、京都府、京都市）による連携した周知・啓発活動（資料 3）
- 3 厚生労働省が行う主な取組内容
 - (1) 労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」・クイズを通して学習することができ
るスマートフォンアプリ「労働条件（RJ）パトロール！」などを提供（資料 4）
 - (2) 夜間、休日に無料で相談できる労働条件ホットラインの開設（☎0120-811-610）
 - (3) e-ラーニング教材「e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法」の提供
 - (4) 関係団体への協力依頼

- 1 事業主の皆さんへ「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です！！
- 2 学生のみなさんへ 総合労働相談コーナーをご利用ください
- 3 そのバイト、大丈夫？ 京都ブラックバイト対策協議会
- 4 確かめよう、労働条件！

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行されます！

重点事項

Point

1

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

Point

2

学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

Point

3

アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

Point

4

アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point

5

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時

0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」





アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかりと明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。なお、労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回することはできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）



学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

大学生等に対するアルバイトに関する意識調査(平成27年厚生労働省実施)では、大学生等から「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。



学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html



商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。



アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

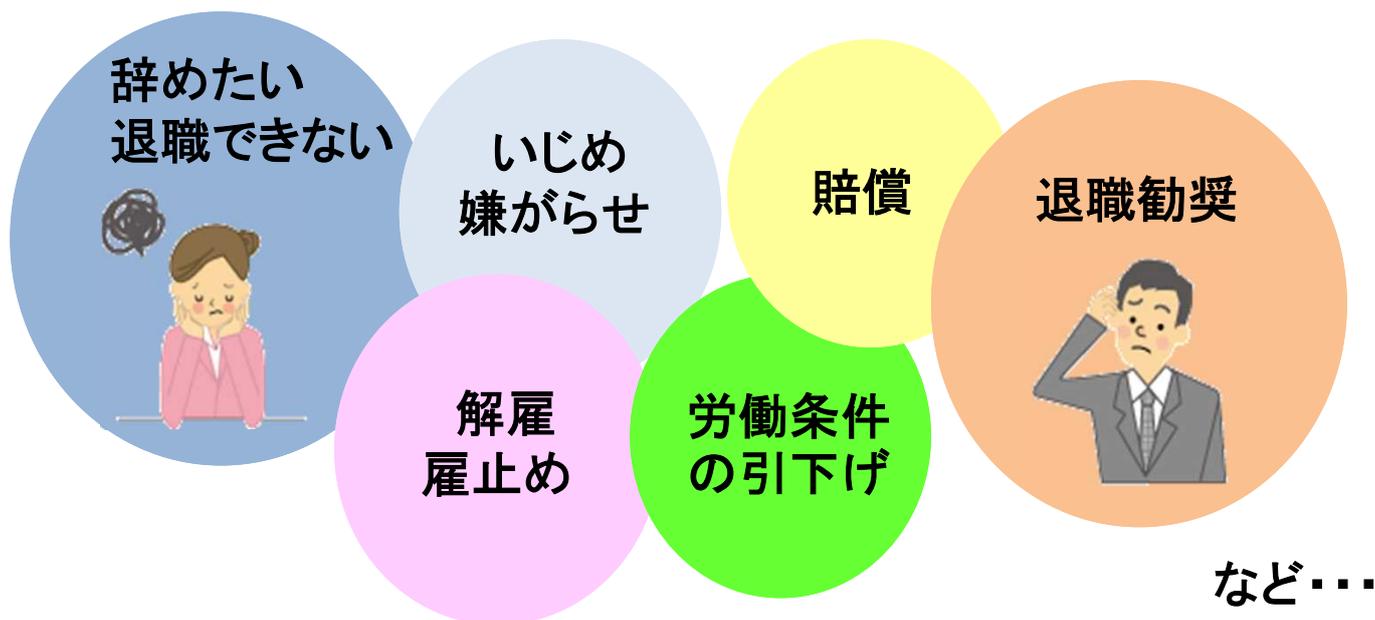
アルバイトが遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

総合労働相談コーナーをご利用下さい

職場でのトラブルの解決をお手伝いします

労働者及び事業主からの労働に関するあらゆる相談に、**無料・予約不要・秘密厳守**にて対応し、関係法令の説明や情報の提供を行います。また、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく、「助言・指導」や「あっせん」をご案内しています。



京都労働局、京都駅前及び府内の労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを開設しています

京都駅前総合労働相談コーナー
フリーダイヤル
0120-829-100 (京都府内限定)
075-342-3553

開庁時間 (京都駅前コーナー)

月～金曜日 **9:30～17:00**

(土、日、祝日、年末年始は閉庁)

所在地

京都市下京区西洞院通塩小路上ル東塩小路町608-9
日本生命京都三哲ビル8階(下京区役所東隣)



このほかの京都労働局及び府内の労働基準監督署内の総合労働相談コーナーについては、裏面

京都労働局管内 総合労働相談コーナー 一覧

京都労働局総合労働相談コーナー

〒604-0846
京都市中京区両替町通
御池上ル金吹町451
京都労働局 1階

TEL
075-241-3221

開庁時間(駅前コーナー以外)
月～金曜日 8:30～17:15
(土、日、祝日、年末年始は閉庁)



京都上総合労働相談コーナー

〒604-8467
京都市中京区西ノ京
大炊御門町19番19
京都上労働基準監督署内

TEL
075-462-5112



京都下総合労働相談コーナー

〒600-8007
京都市下京区四条通東洞
院東入立売西町60番地
日本生命四条ビル5階
京都下労働基準監督署内

TEL
075-254-3196



京都南総合労働相談コーナー

〒612-8108
京都市伏見区奉行前町6
京都南労働基準監督署内

TEL
075-601-8322



福知山総合労働相談コーナー

〒620-0035
福知山市内記1丁目10-29
福知山地方合同庁舎
福知山労働基準監督署内

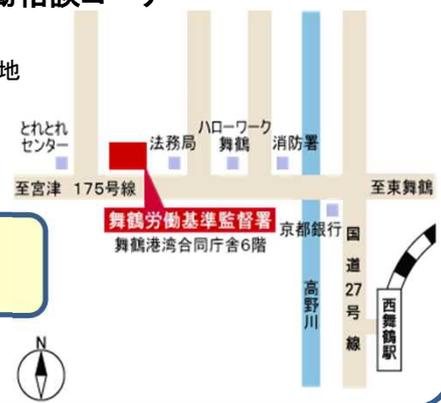
TEL
0773-22-2181



舞鶴総合労働相談コーナー

〒624-0946
舞鶴市宇下福井901番地
舞鶴港湾合同庁舎6階

TEL
0773-75-0680



丹後総合労働相談コーナー

〒627-0012
京丹後市峰山町杉谷147-14
丹後労働基準監督署内

TEL
0772-62-1214



園部総合労働相談コーナー

〒622-0003
南丹市園部町新町118-13
園部労働基準監督署内

TEL
0771-62-0567



そのバイト、大丈夫？

© 京都府 まゆまる 2957027



ちょっと気になるそのバイト、一度相談してみませんか？

こんなことないですか？

- ・一方的に急なシフト変更を命じられた。
- ・辞めたくても辞めさせてもらえない。
- ・準備・後片付けの時間の賃金を支払われなかった。
- ・1日6時間を超えても休憩時間が与えられなかった。
- ・仕事中にうっかり食器を割ったら弁償させられた。



京都労働局 御池ちゃん



アルバイトでのトラブル、お気軽に御相談ください

あなたの場合、具体的にどうすればよいか、いっしょに考えます！

主な相談窓口	電話番号	相談日・時間
京都労働局 総合労働相談コーナー 京都市中京区両替町通御池上ル 金吹町451 	075-241-3221 0120-829-100 (京都府内限定)	<月～金> 8時30分～17時15分 (フリーダイヤルは 9時30分～17時)
京都府労働相談所 ブラックバイト相談窓口 京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ西館3階 	0120-786-604 (京都府内限定) 075-661-3253	<月～金> 9時～13時 14時～21時 <土> 9時～13時 14時～17時
京都市 わかもの就職支援センター 京都市下京区東塩小路町939 キャンパスプラザ京都6階 京都駅から徒歩5分 	075-746-5086	<火～土> 9時～18時

京都ブラックバイト対策協議会 (京都労働局・京都府・京都市)

アプリで

労働条件に関する法律をクイズやマンガを通じて学習できる！



確かめよう、労働条件！

検索



Webで

働くときのQ&Aやアルバイト向け情報で労働条件がわかる！



アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャラクター〈たしかめたん〉



ストーリーを読んでNG発言を指摘！労働条件について楽しく学べます。

働くときの注意点について、マンガでさらに理解を深められます！

目的別の相談窓口や、クイズのヒントとなる労働関係法令を確認できます。



QUIZ
クイズで学ぶ

COMIC
マンガで学ぶ

OTHER
その他の機能

INSTALL!
さっそく始めてみよう！

右記QRコードよりインストールできます
(iOS, Android 対応)



「労働条件 (RJ) パトロール！」は、個性豊かなキャラクターと一緒に、現実の労働関係法令の知識をクイズやマンガを通して楽しみながら身につけることができる厚生労働省の公式アプリです。



アプリで確かめよう Webで確かめよう

労働条件に関する総合情報サイト

 確かめよう労働条件

「確かめよう労働条件」は、労働条件や労働関係法令に関する情報を掲載した総合情報サイトです。

Q&A
働く時のQ&A



「ブラック企業ってどんな会社？」など、労働条件にまつわるさまざまな疑問にお答えします。

STUDY
学習コンテンツ



働くとき、従業員を雇うときに必要な基礎知識をわかりやすく身につけられます。

CONSULTATION
相談機関



全国の相談機関、相談窓口を紹介しています。

PART TIME
アルバイトの労働条件



アルバイトを始める前に知っておきたいポイントを紹介します。

OTHER
その他



行政の取り組みや裁判例など、さまざまな情報を掲載！

パソコンでもスマホでも
確認できるよ！

